

## 集約避難所開設等に向けたあり方検討にかかるワーキングチーム設置要綱

### (目的)

第 1 条 集約避難所開設等に向けたあり方検討にかかる諸課題について、具体的な検討を行うため、区長会議くらし・安全・防災部会（以下「部会」という。）のもとに集約避難所開設等に向けたあり方検討にかかるワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

### (検討事項等)

第 2 条 ワーキングチームは、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その内容を適宜、部会等に報告する。

- (1) 部会等から検討を指示された事項
- (2) その他部会長が必要と認める事項

### (メンバー)

第 3 条 ワーキングチームは、部会に所属する区長をリーダーとし、部会に所属する各区長が指名する課長級職員及び危機管理室減災対策担当課長で構成する。

2 リーダーは、必要と認める者を追加することができる。

### (庶務)

第 4 条 ワーキングチームの庶務は、危機管理室危機管理課減災対策担当において処理する。

### (施行の細目)

第 5 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、部会において定める。

### 附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 10 日から施行する。